

勤労者福祉共済掛金口座振替収納事務取扱要綱

(平成30年1月25日経済労働局長決裁29川経労第569号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市勤労者福祉共済掛金（以下「共済掛金」という。）を銀行等の預金口座振替（以下「口座振替」という。）により納付する場合の事務手続きを定め、これにより加入者の共済掛金納付の利便と、あわせて収納事務の効率化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、共済掛金の納付義務者とする。

(対象掛金)

第3条 対象掛金は、共済掛金とする。

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）に規定する指定金融機関並びに指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。ただし、本市の区域外に所在する店舗においてこの事務を取り扱う場合は、神奈川県及び東京都の区域内に所在する店舗のみとする。

(取りまとめ店)

第5条 取りまとめ店は、前条の事務を円滑に処理するため、川崎市金銭会計規則に規定する取りまとめ店とする。

(指定預金口座)

第6条 指定預金口座は、普通預金及び当座預金のうち納付義務者の指定した一口座とする。

(申込手続)

第7条 川崎市は、納付義務者から口座振替により共済掛金を納付したい旨の依頼を受けたときは、川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付依頼書（第1号様式。以下「口座依頼書」という。）及び川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付届（第2号様式。以下「口座納付届」という。）を提出させ、取りまとめ店を経由して、取扱金融機関に送付するものとする。

2 前項による送付を受けた取扱金融機関は、口座納付届の所定欄に取扱金融機関の受付印を押し、取りまとめ店を経由して、口座依頼書（申込者控）及び口座納付届を川崎市に送付するものとする。

(口座振替開始月及び振替日)

第8条 口座振替開始月及び振替日は、別表1のとおりとする。

(納付書及び送付書等の交付)

第9条 川崎市は、取りまとめ店に収納済通知書（第3号様式。以下「納付書」という。）を交付するものとする。交付方法については、別途「勤労者福祉共済掛金口座振替収納事務取扱要領」において、定めるものとする。

2 川崎市は、口座納付届及び会員登録情報に基づき、取扱金融機関ごとに川崎市勤労者福祉共済掛金取扱店別口座振替明細書送付書（第4号様式。以下「送付書」という。）及び川崎市勤労者福祉共済掛金取扱店別口座振替依頼明細書（第5号様式。以下「明細書」という。）

を作成し、振替日の5営業日前に、取りまとめ店に交付するものとする。ただし、伝送サービスによる一括振替に対応している金融機関においては、川崎市は総合行政ネットワーク「L GWAN」を使用し、口座振替依頼データを振替日の10営業日前から5営業日前までにデータ伝送中継機関に、データ伝送中継機関は振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送信するものとする。

(振替納付手続)

第10条 取扱金融機関は、振替日に納付義務者が指定した預金口座から、明細書(又は口座振替依頼データ)に記載されている金額を振り替えて、川崎市に納付するものとする。

(振替後の処理)

第11条 取扱金融機関は、振替を終了した後、預金不足等の理由により振替不能となった場合には、明細書の不能表示欄に別表2の振替不能区分を記載し、取りまとめ店に送付するものとする。

2 取りまとめ店は、取扱金融機関から送付された明細書に基づき、口座振替結果データを記載した送付書を作成し、明細書及び納付書(収納済合計額記入)とともに川崎市に送付するものとする。ただし、伝送サービスに対応した金融機関においては、送付書及び明細書に替えて、別表2の振替結果コードを記録した口座振替結果データ及び納付書(収納済合計額記入)を送付するものとする。

(口座振替領収のお知らせの送付)

第12条 川崎市は、前条第2項による共済掛金の振替納付結果に基づいて、領収書に替えて川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替領収のお知らせ(第6号様式)を作成し、原則として1年分(1月から12月分)を翌年の2月末日までに事業主あてに送付するものとする。

(口座振替の変更手続)

第13条 川崎市は、納付義務者から口座振替による納付を変更したい旨の依頼を受けたときは、新たに口座依頼書・口座納付届を提出させ、取りまとめ店を経由して、取扱金融機関に送付するものとする。

2 前項による送付を受けた取扱金融機関は、口座依頼書(申込者控)・口座納付届の所定欄に取扱金融機関の受付印を押し、取りまとめ店を経由して、川崎市に送付するものとする。

(手数料)

第14条 口座振替収納の取扱手数料は、次により川崎市において負担するものとする。

なお、取扱手数料の算定は明細書(又は伝送データ)の振替依頼件数とする。

振替月	請求日	支払日
4月～9月	10月15日まで	10月末日
10月～3月	4月15日まで	4月末日

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

口座依頼書・口座納付届の 送付期間	月分	振替日	口座依頼書・口座納付届の 送付期間	月分	振替日
4月1日～4月21日	4	4月30日	10月1日～10月21日	10	10月31日
5月1日～5月21日	5	5月31日	11月1日～11月21日	11	11月30日
6月1日～6月21日	6	6月30日	12月1日～12月21日	12	1月4日
7月1日～7月21日	7	7月31日	1月1日～1月21日	1	1月31日
8月1日～8月21日	8	8月31日	2月1日～2月21日	2	2月28日 または29日
9月1日～9月21日	9	9月30日	3月1日～3月21日	3	3月31日

ただし、振替日が休業日にあたる場合には、翌営業日を振替日とする。

別表2

振替結果コード	理由
0	振替済
1	資金不足
2	取引なし
3	預金者の都合による振替停止
4	預金口座解約による振替停止
8	委託者の都合による振替停止
9	その他

第1号様式

川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付依頼書

川崎市

川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付依頼書

年 月 日

銀行 店御中

口座名義人	住所	区	町	丁目	番	号
	方 TEL ()					
	氏名	預金届出印				
川崎市勤労者	住所	区	町	丁目	番	号
	方 TEL ()					

川崎市勤労者福祉共済掛金を預金口座振替の方法により納付したいので、下記約定にもとづき依頼いたします。

公金の種類	川崎市勤労者福祉共済掛金	指定期限	1. 普通預金	2. 当座預金
振替開始日	年 月 日	振替日	毎月	日

約 定

- 私が納付すべき共済掛金の納付書が川崎市から貴行（店）へ送付されたときは、当方に通知しないで所定の振替日に指定預金口座から口座振替依頼明細書記載の金額を払い出し、川崎市の指定預金口座に払い込んで下さい。
- 預金の支払手続きについては、当座約定規定または、普通預金規定にかかわらず当座小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしますので貴行（店）所定の方法で取扱ってください。
- 指定預金種別が振替日において、口座振替依頼明細書の金額に満たないときは、私に通知することなく口座振替依頼明細書を市へ返却されても異議ありません。
- この口座振替契約は、貴行（店）が必要と認めた場合は、解約されても異議ありません。
- この取り扱いについて、かりに紛争が生じても貴行（店）には迷惑をかけません。
- この口座振替契約を解約変更する場合には、私が貴行（店）ならびに市へ通知いたします。

印は一枚目・二枚目にも押してください。

銀行コード 店コード

取扱金融機関使用欄

印鑑照合

検印

(申込書控) AA 3x1,000



第2号様式

川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付届

川崎市

川崎市勤労者福祉共済掛金口座振替納付届

年 月 日

銀行 店御中

口座名義人	住所	区	町	丁目	番	号
	方 TEL ()					
	氏名	預金届出印				
川崎市勤労者	住所	区	町	丁目	番	号
	方 TEL ()					
福祉共済掛金 納付義務者	加入者番号	加入者番号				
	事業所名	印				

川崎市勤労者福祉共済掛金を預金口座振替の方法により納付したいので、約定にもとづき依頼いたします。

公金の種類	川崎市勤労者福祉共済掛金	指定期限	1. 普通預金	2. 当座預金
振替開始日	年 月 日	振替日	毎月	日

約 定

市役所使用欄

印は一枚目・二枚目にも押してください。

銀行コード 店コード

取扱金融機関使用欄

取扱金融機関一市 (経済労働局労働雇用課) AA 3x1,000

第3号様式

収納済通知書 (3枚複写)

川崎市 収納済通知書 (納) 口座番号 加入者 (川崎市保管) ①

00230-0-960211 川崎市会計管理者

ID	年度区分	会計	款	項	目	節	細	節	細	節
70		1	4	0	1	0	1	0	1	0

調定番号 81250070 金額 285000

納付場所 川崎市が指定する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局)

執行課(所)名 経済労働局 労働雇用部

内訳 川崎市勤労者福祉 共済掛金

年 月分 (金融機関納付用)

収納日付印

文字例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この用紙は、機械で処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

川崎市 原符 (納) 口座番号 加入者 (金融機関保管) ②

00230-0-960211 川崎市会計管理者

ID	年度区分	会計	款	項	目	節	細	節	細	節
70		1	4	0	1	0	1	0	1	0

調定番号 81250070 金額 285000

納付場所 川崎市が指定する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局)

執行課(所)名 経済労働局 労働雇用部

内訳 川崎市勤労者福祉 共済掛金

年 月分 (金融機関納付用)

収納日付印

川崎市 納付書・領収書 (納入保管) ③

ID	年度区分	会計	款	項	目	節	細	節	細	節
70		1	4	0	1	0	1	0	1	0

調定番号 81250070 金額 285000

納付場所 川崎市が指定する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局)

執行課(所)名 経済労働局 労働雇用部

内訳 川崎市勤労者福祉 共済掛金

年 月分 (金融機関納付用)

上記の金額を領収しました。

領収日付印

川崎市勤労者福祉共済掛金領収のお知らせ

発行日 年 月 日

加入者番号	事業所住所 ・ 事業所名
金融機関コード	取扱金融機関名
取扱店コード	取扱店名

対象月	領収年月日	支払方法	会員数	収納済金額
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円
			人	円

○このお知らせは、大切に保管してください。

○共済掛金は、税法上損金(法人税法第22条第3項)又は、必要経費(所得税法第37条第1項)として処理することができます。

川崎市勤労者福祉共済
〒210-0007

川崎市経済労働局労働雇用部
電話 044-200-2275
FAX 044-200-3913